

定 款

公益社団法人国際人材研修機構

平成27年 9月11日 法人設立
令和5年 2月13日 変 更

公益社団法人国際人材研修機構

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人国際人材研修機構と称し、英文では、Organization For International Human Training と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。また、これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、外国人技能実習制度の監理団体としての事業を行い、外国人技能労働者の就労支援による開発途上国の経済発展及び技術承継による人材育成で、国際相互理解の促進並びにわが国の社会と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 開発途上国からの外国人技能実習生に対する支援
- (2) 開発途上国の送り出し機関に対する支援
- (3) 特定技能外国人に対する支援
- (4) 有料職業紹介事業
- (5) 日本語教育事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国にて行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定めるところにより、入会金及び会費（以下、「会費等」という。）を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項の会費等及び賛助会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 2年間分以上会費等又は賛助会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数

以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その正会員に対して、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名の決議を行う旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その賛助会員に対し、理事会の1週間前までに、理由を付して除名の決議を行う旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及び賛助会費は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

- 第13条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第14条 社員総会は、次の事項を決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の総額並びにその支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
 - (6) 正会員の除名
 - (7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (9) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、その必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総正会員の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に事故があるときは、当該社員総会において出席正社員の中から議長を選出する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が本定款に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任するものとする。

(書面決議等)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は法人法所定の電磁的方法をもって議決し、もしくは他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合においては、その正会員は、当該社員総会に出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名・押印する。

第5章 役員

(役員)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上9名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより、法人を代表し、その業務を

執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、法令及び本定款で定められた権限を行使し、職務を遂行するとともに、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 役員は、本定款に定める役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(設置)

- 第30条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、全ての理事で組織する。

(権限)

- 第31条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催し、臨時理事会は、その必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第33条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に事故があるときは、当該理事会において出席理事の中から議長を選出する。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(株式の議決権行使)

第39条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において、理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を得なければならない。

第7章 財産及び会計

(財産の種別)

第40条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とし、その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

3 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等の取扱いに関する規程によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第41条 基本財産について、この法人は、その目的を達成するために善良な管理者の注意をもって適正な維持及び管理をしなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分、除外又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産の管理に関する規程によるものとする。

(財産の管理及び運用)

第42条 この法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産の管理及び運用に関する規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会へ報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第45条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも前項と同様とする。

(会計原則等)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第47条 この法人は、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

- (8) 監査報告
 - (9) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (10) 理事及び監事の名簿
 - (11) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (13) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項のほか、この法人の事務所には法令に定めるところにより次の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。
- (1) 議決権の代理行使に係る代理権を証明する書類 正会員
 - (2) 社員総会議事録又は社員総会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 正会員及び債権者
 - (3) 理事会の議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 裁判所の許可を得た正会員及び債権者
 - (4) 会計帳簿 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第49条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第50条 この法人は、法令で定められた事由により解散するほか、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第51条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は合併の日から1ヶ月以内に、社員総会の決議を経

て、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第53条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第56条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(設立時社員の氏名及び住所)

第57条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

名古屋市守山区大字上志段味字所下1068番地

興石昌明

名古屋市中川区吉津三丁目3204番地

小堀 誠

名古屋市千種区千種一丁目14番25号

松岡佳典

名古屋市守山区青山台720番地
生田善昭
愛知県春日井市高山町四丁目8番地3
尾花智明

(設立時の役員)

第58条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事	輿石昌明
設立時理事	小堀 誠
設立時理事	松岡佳典
設立時理事	生田善昭
設立時理事	尾花智明

(設立時の代表理事)

第59条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

名古屋市守山区大字上志段味字所下1068番地
設立時代表理事 輿石昌明

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従うものとする。

附則

1 変更後の定款は行政庁の公益認定を受けた日から施行する。

附則

1 変更後の定款は行政庁の変更認定を受けた日から施行する。